第3章　環境にやさしいうるおいのあるまちづくり

「健康快適都市」～誰もが安全・安心に暮らせるまち～

- 健康で生きがいを持って暮らせるまちづくり
- 安全・安心で利便性の高いまちづくり
- **環境にやさしいうるおいのあるまちづくり**
  - 3-1　公園・緑地・緑化
  - 3-2　景観
  - 3-3　環境
- 創造的で活力あるまちづくり
- 豊かな心を育み文化の薫るまちづくり
- 自立と協働のまちづくり

KITANAGOYACITY

3-1 公園・緑地・緑化

1 現状・課題

- 都市公園※1の市民一人当たりの面積は、0.36m²と極めて少ない状況です。
- 大規模公園の整備や、既存の河川、農地などを緑地空間※2として活用する必要があります。
- 市民のレクリエーション需要の増加に応えるため、公園・緑地などを多目的に利用できる場として確保することが求められています。
- 安らぎ、憩いの空間としての良好な景観形成が求められています。
- 市民参加による緑化の展開が望まれています。

2 基本方針

魅力ある公園や緑地の整備を計画的に進めるとともに、道路、学校など公共施設の緑化に努め、緑豊かな都市をつくります。

施策の体系

- **公園・緑地・緑化**
  - 公園緑地の整備
  - 公共空間における植栽の推進
  - 市街地における農地や緑地の保全
  - 市民による植栽や緑化活動の活性化

3 主要施策

1 公園緑地の整備

- 緑の基本計画※3を策定し、大規模公園※4や緑地などの整備に努めます。
- 小学校区ごとに街区公園※5を一箇所整備します。
- 街区公園の整備に合わせて、児童遊園を統廃合するとともに、適切に維持・管理します。
- 河川を利用した遊歩道を配置し、緑のネットワークの形成を図ります。
- 河川の水辺を活かした親水公園を整備します。
- ビオトープ※6などの緑地を整備します。

2 公共空間における植栽の推進

- 歩道の整備に合わせて街路樹を植栽します。
- 公共施設において樹木や花の植栽を進めます。

3 市街地における農地や緑地の保全

- 生産緑地地区※7を指定し、農地を保全します。
- 保存樹の指定を検討します。

4 市民による植栽や緑化活動の活性化

- アダプト制度※8を活用したり、市民団体の協力を得て、公共空間の緑化を推進します。

用語解説

※1　都市公園	都市公園法に基づき、国、都道府県、市区町村が設置管理している公園。
※2　緑地空間	自然の山林のみならず、農地や公園緑地等も含めた緑豊かな草木のある開放的な空間。
※3　緑の基本計画	「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の通称。都市における緑とオープンスペースの総合的な整備・保全を図るための基本計画で、緑地に関する規則、誘導などの推進に関する取り組みをまとめたもの。
※4　大規模公園	本計画では、面積の規模が10haから15ha程度の総合公園又は運動公園を想定します。1haは10,000m²で、ナゴヤドームは約5ha（48,300m²）が相当する。
※5　街区公園	主に街区内に居住している人が利用することを目的とする公園で、面積0.25ha（2,500m²、50m四方）を標準として配置。
※6　ビオトープ	ドイツから日本に紹介されたもので、復元された野生生物の生息空間という意味。都市の中に植物、小動物、昆虫、鳥、魚などが共生できる場所を造成または復元したもの。
※7　生産緑地地区	公害又は災害の防止などに適している市街化区域内にある農地等を永続的に指定する制度で、良好な都市環境の保全を目的に設定される。
※8　アダプト制度	里親制度。道路、公園、街路樹などの一部区間を自治体の「里子」に、地域のボランティア団体等を「里親」に例え養子縁組契約を結び、清掃美化活動を行ってもらう代わりに、自治体がそれらの活動を支援する制度。

3-2 景観

1 現状・課題

- 安定期を迎えた社会においては、景観の美しさや、落ち着いたたたずまいの創造など、質の高いまちづくりが求められています。
- 市街地と田園風景の調和による北名古屋らしい景観づくりが求められています。
- 無秩序な開発を防止し、良好な街並みを形成することが望まれています。
- 失われつつある田園風景を保全することが望まれています。
- 景観づくりには、市民や事業者などの協力が不可欠となります。

2 基本方針

市街化区域※1では、景観の保全、育成、創造の3つの観点から個性豊かな市街地を形成します。また、市街化調整区域では、うるおいのある田園風景を保全します。

施策の体系

- 景観
  - 景観形成の策定方針
  - 良好な街並みの形成
  - 田園風景の保全

3 主要施策

1 景観形成の策定方針

- 景観法に基づき、景観デザインのガイドラインとなる景観計画の策定を検討します。

2 良好な街並みの形成

- 市民や関係者の協力により、建築物や案内板などのデザインの向上に努めます。
- 名古屋芸術大学などの協力を得て、芸術性豊かな文化の感じられる景観を形成します。
- 水辺の回廊や文化の回廊、アートエリアロード※2など、個性豊かな街並み空間づくりを進めます。

3 田園風景の保全

- 市街化調整区域※3の乱開発防止に努めるとともに、耕作放棄地を農地に回復し、美しい田園風景を保全します。

用語解説

※1	市街化区域	都市計画法に基づき決定された区域で、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的、計画的に市街化を行うべき区域。
※2	アートエリアロード	北名古屋市の北西部に位置し、名古屋芸術大学西キャンパス沿いを東西に走る長さ約1.5kmの都市計画道路で、歩道には16体の彫刻が立ち並ぶ。
※3	市街化調整区域	都市の健全な発展と計画的な街づくりを図るため、市街化を抑制する区域として定められるもの。開発行為は一定のものを除いて許可されない。

3-3 環境

1 現状・課題

- 地球温暖化※1を防止するために、市民による環境保全対策の実践が求められています。
- 大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式を見直す必要があります。
- 産業活動においても、循環型社会構築に向けた取り組みが求められています。
- 公害などの環境問題がなく、健康的で快適な生活の実現が望まれます。
- 人口の増加とともに生活雑排水による公共用水域※2の汚染が顕在化しており、適切な処理が求められています。
- ごみ処理費の節減と最終処分場※3の延命などのため、ごみの減量を図るとともに、広域でごみを処理することが求められています。

2 基本方針

市民、企業、行政の協働により、環境負荷が少なく、自然環境の恩恵※4にあずかる市民生活を実現するため、循環型社会への転換をめざします。

施策の体系

- 環境
  - 環境保全の実践
  - ごみ収集・処理の充実
  - 産業活動に伴う廃棄物の適正処理
  - 衛生的で快適な生活環境の形成

3 主要施策

1 環境保全の実践

- 環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定します。
- 太陽光発電など、新エネルギーの利用を促します。
- 自家用車の利用の抑制や低公害車※5への転換を促します。
- ごみ減量化やエコ商品の購入を促します。
- 廃油の回収を実施します。
- ごみゼロ運動や地域の清掃活動を支援します。
- 幅広い世代に向けた環境学習の実施に努めます。

2 ごみ収集・処理の充実

- ごみの分別収集を拡充します。
- リサイクルを推進し、最終処分量を抑制します。
- リサイクル拠点※6を整備します。
- ごみ処理の有料化を推進します。
- 広域でごみを処理する拠点※7を整備します。

3 産業活動に伴う廃棄物の適正処理

- 資源の循環的利用やエネルギーの効率的利用を促します。
- 事業系一般廃棄物※8の分別などを指導し、ごみの減量化、資源化を図ります。
- 産業廃棄物※9の適正処理を促します。

4 衛生的で快適な生活環境の形成

- 大気、騒音、振動、臭気、水質、土壌などにおける環境基準※10を達成するため、家庭や工場・事業所への指導を徹底します。
- 浄化槽の適正な管理を促します。
- 広域により火葬場整備を促進します。

用語解説

※1 地球温暖化	二酸化炭素などの温室効果ガスの蓄積という人為的な要因が主因となって、大気や海洋の温度が上昇し、気候が急速に温暖化すること。
※2 公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域、かんがい用水路など、公共の目的のために利用される水域や水路を指す。ただし、下水道は含まない。
※3 最終処分場	市から発生する可燃ごみ、不燃ごみの焼却灰及び粗大ごみの破砕不燃物を埋め立てる施設で、遮水工を施し流れ出る水を適正に処理して放流します。埋め立てた後管理し続ける処分場。
※4 自然環境の恩恵	太陽の光、空気、水などの大自然の恵みを指す。
※5 低公害車	大気汚染物質の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車のこと。天然ガス車、燃料電池車、電気自動車、ハイブリット車の4種類がある。
※6 リサイクル拠点	資源の再使用、再生使用を促すため、啓発、再生作業、販売を行う施設。
※7 広域でごみを処理する拠点	ごみ焼却量の減少やダイオキシン類削減の恒久対策として、環境負荷の低減、エネルギー有効活用、コスト縮減等を視野に入れたごみ焼却施設（処理能力300t／日以上）への集約化をめざした近隣市町との広域処理施設。
※8 事業系一般廃棄物	事業活動に伴って発生した産業廃棄物以外のもので、一般的には紙や木、繊維製のごみ、生ごみなどを指す。
※9 産業廃棄物	事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物。
※10 環境基準	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。